

# 平成22年度から26年度までの公の施設等の見直し状況一覧(46施設)

## (1) 見直しの方向性の決まった施設(8施設)

平成30年1月1日現在

NO	施設名	構造・建築年月・ 延面積	施設 所管課	見直しの内容(平成27年1月1日時点)	見直し完了 (目標)年度	進捗状況
1	清流苑	SRC造3F H2. 1 712. 5㎡	介護高 齢課	高柳町総合センターとともに、時期を見て取壊しの準備を進める。 ※財産処分(解体)に当たり、電源交付金の補助金返還(約2千万円)が生じる。補助金返還については、今後国と協議する。	H27年度	高齢者生活支援施設「結の里」が開所以来、使用されていない現状にある。隣接する旧高柳町総合センター本館とともに平成38年度の解体を予定している。
2	北園体育館	S造2F S51. 1 943. 0㎡	スポー ツ振興 課	取り壊すことに決定した。	H27～29年 度	平成29年度に解体した。
3	旧石黒教員住宅	W造2F S57. 11 180. 2㎡	高柳町 事務所	平成27年度に取り壊すこととし、それまでの間は、冬期間の除雪業者の待機場所として有償貸付とする。	H26～27年 度	平成27年度に解体した。
4	震災救援物資上石黒倉庫 (旧上石黒集落センター講堂)	S造2F S55. 10 633. 4㎡	高柳町 事務所	隣接する石黒爽風苑が平成27年度の解体が決まったことを受け、当施設も同時期に取り壊す方向で地元の同意を得た。	H26～27年 度	平成27年度に解体した。
5	高柳地域共同作業施設 (岡野町)	S造2FB1 H3. 3 404. 2㎡	高柳町 事務所	平成27年度以降、売却又は取り壊しとしていたが、補助事業財産処分制限期間が、平成34年度に訂正となるため、処分方針を再検討した結果、当面は活用を検討することとした。	H27年度	引き続き、施設の活用について検討している。
6	高柳地域特産研究センター (岡野町)	W造1F S63. 10 185. 3㎡	高柳町 事務所	平成25年4月に土地所有者から、建物解体撤去後に原状回復して返還してほしいという方針が出された。使用者の移転が平成26年9月に完了し、建物の解体が11月中旬に完了した。土地所有者から原状回復の了解を得たため、借地を返還した。	H26年度	平成26年度に解体し、借地を返還した。
7	白竜会館	W造1F S51. 3 217. 3㎡	介護高 齢課	利用者負担については、使用料手数料の基本方針案に基づいて平成27年度中に決定する。	H27年度	利用者負担は行わないことを平成27年度に決定した。
8	喬柏会館	W造2F S55. 12 217. 4㎡	介護高 齢課	隣接する喬柏園が(仮称)市民活動センターとして整備されることから、引き続き、市民活動支援課と協議を重ね、今後の施設の在り方や方向性を整理することとする。	H27年度	利用者負担は行わないことを平成27年度に決定した。平成29年度に耐震補強及び改修工事を実施し、長寿命化を図った。

NO	施設名	構造・建築年月・延面積	施設所管課	見直しの内容(平成27年1月1日時点)	見直し完了(目標)年度	進捗状況
9	西山ふるさと公苑	RC造3F H9.3 2,734.9㎡ W造1F H9.3 273.1㎡	西山町事務所	平成26年度は、(一財)日本立地センターに地域活性化事業を委託し、ふるさと公苑の特徴を活かした物産試験販売や中国茶講座、映画上映会を行った。その成果と課題を整理し、継続的に取り組める事業及び事業体制の構築を図った。その結果、活性化策(案)として、交流施設としての機能強化、地域が支える施設としての活用強化、情報発信の充実、中国淮安市との更なる交流の4つを実施していくことを「にしやま活性化委員会」と協議し、決定した。	H26年度	平成29年度に展示室のリニューアルを実施した。また、平成32年4月1日から指定管理者制度を導入するための検討を始める。

(2) 見直しを進めている施設(0施設)

(3) 処分等の終了した施設(18施設)

①解体

No	施設名	担当課	処分状況
1	職員互助会館	総務課	平成21年度に取り壊し。
2	旧清水谷冬期分校	用地管財課	平成21年度に取り壊し。
3	柏崎港湾関連倉庫	都市整備課	平成21年度に取り壊し。
4	旧西山町役場物置	西山町事務所	平成21年度に取り壊し。
5	教員住宅(西山)	教育総務課	平成22年度に取り壊し、平成23年度に土地売却。
6	西山診療所石地支所	国保医療課	平成23年度に取り壊し。
7	吉井体育館	スポーツ振興課	平成23年度に取り壊し。
8	市営住宅(高柳住吉)	建築住宅課	平成25年度に取り壊し。
9	交流の館「じろべえ」(門出)	高柳町事務所	平成25年度に取り壊し及び譲与(倉庫)。
10	旧佐藤工業所(住宅、工場)	西山町事務所	平成25年度に取り壊し。

②譲渡

No	施設名	担当課	処分状況
1	旧中組消防器具置場	用地管財課	平成21年度に町内会へ譲渡。
2	農産物集出荷施設(板畑共同車庫)	高柳町事務所	平成25年度に町内会へ譲渡。
3	雪室付貯蔵野菜等販売所兼冬期共同車庫(塩沢共同車庫)	高柳町事務所	平成25年度に町内会へ譲渡。

③民営化

No	施設名	担当課	処分状況
1	認知症老人グループホーム「かたくりの里」(西山町)	介護高齢課	平成26年4月から社会福祉法人西山刈羽福祉会による運営が開始された。(平成26年4月1日付けで法人に建物譲与)

④転用・移転

No	施設名	担当課	処分状況
1	教育センター	教育センター	平成24年度に新潟産業大学構内施設へ機能を移転した。
2	震災救援物資岡田倉庫(旧岡田集落センター講堂)	高柳町事務所	平成25年度から除雪機格納庫として転用した。
3	遺跡考古館	博物館	平成26年1月に旧西山町農村環境改善センターへ機能を移転した。
4	西山町農村環境改善センター	博物館	平成26年1月から埋蔵文化財事務所として転用した。

(4) 利用料金制を導入した施設(1施設)

NO	施設名	構造・建築年月・延べ面積	施設所管課	指示内容	見直し結果
1	総合福祉センター	RC造2F S61. 9 2, 077. 6㎡	福祉課	本来の目的でない利用形態が見られることから、利用者負担について早急に検討する。	平成25年4月から利用料金制が開始された。

(5) 指定管理者による運営とした施設(4施設)

NO	施設名	構造・建築年月・延べ面積	施設所管課	指示内容	見直し結果
1	国民休養地	管理棟及びバンガロー15棟等	商業観光課	指定管理者の導入に向けて検討を進める。	平成25年4月から指定管理者による管理を開始した。なお、平成29年度をもって施設を廃止する。
2	高柳共同福祉施設	RC造3F S61. 10 429. 8㎡	高柳町事務所	指定管理者の導入に向けて検討を進める。	平成26年4月から高柳産業福祉会館に名称変更し、指定管理者による管理を開始した。
3	高柳町商工会館	RC造2F S61. 10 56. 7㎡	高柳町事務所		高柳町商工会館は、高柳産業福祉会館と一体のものとして行政財産とした。
4	西山町いきいき館	RC造2F H11. 9 2, 320. ㎡	西山町事務所	指定管理者の導入に向けて検討を進める。	平成26年4月から指定管理者による管理を開始した。

(6) 継続利用とした施設(14施設)

NO	施設名	構造・建築年月・延べ面積	施設所管課	指示内容	現在の状況
1	シルバー人材センター	軽量S造2F H8. 10 832. 3㎡	介護高齢課	使用しているシルバー人材センターに施設の譲渡を進める。	高齢者の社会参加と就労の確保を促進する施設として、利用度の高い施設となっている。平成27年度に屋根・外壁等の外部改修工事、平成28年度に空調システムの改修工事を実施した。必要に応じて適切な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図る。
2	自然休養村管理センター(米山山荘)	RC造2F S51. 3 867. 6㎡	農政課	現状で継続しつつ、農協への譲渡も検討する。	施設の老朽化により、平成26年度末で廃止し、平成27年度に解体した。
3	道の駅売店(米山山荘脇)	W造1F S55. 3 74. 52㎡	農政課	農協への譲渡あるいは廃止も視野に入れて検討する。	同上

4	産業研修センター(米山山荘)	S造2F S63. 1 550. 3㎡	農政課	現状で継続しつつ、農協への譲渡も検討する。	同上
5	黒滝地区健康増進施設	コンクリートパネル造 1F S62. 9	農林水産課	公園のトイレであり施設を地元町内会へ移管する。	農村公園内のトイレであり、維持管理費は町内会が負担している。譲渡時の負担を考慮し、現状のまま継続とする。
6	北鯖石地区環境管理施設(下藤井、与三)	W造1F H13. 11 8. 84㎡ 9. 91㎡	農林水産課	北鯖石地区のごみステーションであり地元への譲渡等を進める。	維持管理費は町内会が負担。財産処分制限期間の15年が経過後に地元への譲渡検討していく。
7	清水谷共同利用施設	W造1F H16. 11 4. 2㎡	農林水産課	登山利用者施設であり廃止、または地元町内会への譲渡等を進める。	不特定多数の人が利用する施設であり、地元町内会が認可地縁団体でないことから、譲渡はできないため、現状維持とする。
8	赤尾農業廃棄物整理棟	W造1F H18. 9 7. 6㎡	農林水産課	ごみステーションであり地元への譲渡等を進める。	維持管理費は町内会が負担。財産処分制限期間が15年のため、当面は継続とする。
9	岩之入農業廃棄物整理棟	W造1F H18. 10 7. 00㎡	農林水産課		
10	山澗農業廃棄物整理棟	W造1F H18. 10 7. 28㎡	農林水産課		
11	番神漁村センター	S造2F S54. 3 487. 2㎡	農林水産課	施設利用が可能ならは、指定管理を継続する。	平成27年度から平成31年度までは継続利用としていたが、施設の存続には耐震補強が必要となり、多大な費用を要することから、施設の存続は困難と判断した。平成30年度をもって施設を廃止し、解体を行うための協議を進める。
12	岡田ひょうたん会館	S造2F H9. 3 173. 1㎡	高柳町事務所	譲渡の方向で地元との協議を進める。	平成27年4月に施設を地元へ譲渡した。
13	西山町バス待合所	-	西山町事務所	施設の廃止、地元町内会への移管を進める。	バス待合所の管理は、地元の町内会で管理するバス待合所と直営で管理するバス待合所に分かれており、維持管理はそれぞれが行う。西山町地域内の交通手段を確保するため、当面は継続とする。
14	西山農産物等直売・直飲施設(安根菜)	W造1F H17. 3 156. 1㎡	西山町事務所	西山ふるさと公苑との一体的活用について検討を進める。	農産物の直売所及び飲食施設としてJA柏崎が運営しており、当面は現在の運営方法を継続する。

## 2 見直し対象施設ではないが、検討が必要な施設一覧

平成30年1月1日現在

NO	施設名	構造・建築年月・延べ面積	施設所管課	検討事項	平成27年1月1日時点の状況	今後の方針(検討状況・課題等)
1	痴娯の家	RC造1F H7. 3 533. 5㎡	商業観光課	平成25年4月から直営となったが、今後の運営をどうするか。(直営又は指定管理に戻す)	道の駅「風の丘米山」活用計画全体の方向性の決定を受け、こどもの時代館の方針を踏まえた上で、指定管理に向けた具体的な検討を引き続き行う。	平成28年4月1日から指定管理者制度を再導入した。
2	こどもの時代館	RC造2F S53. 3 750. 6㎡	農政課	老朽化が進み、風の丘の在り方とともに施設の存続を検討する。	道の駅「風の丘米山」活用計画全体の方向性の決定を受け、それにより判断する。	平成27年度をもって施設を廃止した。
3	柏崎・夢の森公園	S造2F H19. 5 1, 316. 2㎡	維持管理課	平成27年度より指定管理者を導入する。	平成27年4月1日からの指定管理者制度導入方針により、6月議会において都市公園条例の改正を行い、その後公募に向けた諸準備を行った。 8月に公募を行い2者より申請があった。その後、10月に開催された指定管理者選定委員会で、アール・ケー・イー・ホールアースグループ(代表団体:(株)ホールアース、構成団体:(株)アール・ケー・イー)が指定管理者候補者として選定された。同団体を指定管理者として指定するため、12月議会に上程し議決された。平成27年4月1日からの管理開始に向けて基本協定及び年度協定の締結を行った。	平成27年4月1日から指定管理者による管理を開始した。
4	喬柏園	RC造2F S13. 12 1, 066. 5㎡	市民活動支援課	今後の活用・整備の方針を検討する。 ※条例廃止に伴う、国指定有形文化財の認定には影響がないことを文化丁に確認済。	平成26年7月31日をもって喬柏園としての一般利用を終了予定。今後は、(仮称)市民活動センターとして活用を行うための改修を行い、平成27年度オープン予定。	平成27年度に改修工事を行い、かしわざき市民活動センターとしてリニューアルした。平成30年4月1日から指定管理者制度を導入する。
5	柏崎市家族旅行村(月湯女施設)	W造2F S53. 3 354. 9㎡ W造2F H3. 1 492. 7㎡	高柳町事務所	老朽化が進んでおり、大規模改修は行わない方針から、平成25年3月末で指定管理者による管理が終了し、休館となっている。目的外使用中であるが、今後の施設の在り方を検討する。 ※条例廃止に伴う補助金返還については、建物を解体しなければ発生しないことを県に確認済み。売却又は解体するとしても処分制限期限があと3年程度であるため、返還額は大きな金額とはならない可能性がある。	平成27年3月31日まで旧月湯女ふるさと村組合調理師に建物の一部を使用許可し、来年度以降の立退きを申渡した。 施設の解体工事概算費用を平成26年度に算定し、平成27年度以降の売却又は除却を検討する。その後、使用者から平成26年7月末で現店舗を閉鎖するとの申し出があり、平成27年3月まで使用許可期間満了で立退き、返還された。平成27年2月議会で条例から当該施設を削除し、平成27年4月に用途廃止後、公売手続の予定である。なお、県補助金財産処分制限期間が平成26年11月26日で確定したため、補助金返還は生じない。	平成27年度のに土地の一部及び建物の取得希望者があったが、設備の改修費等が多額になりすぎため購入に至らなかった。 平成31年度まで公売を継続するが、応札者がいない場合、解体を検討する。
6	石地フィッシングセンター	H元. 9 土地 489. 64㎡ 栈橋、釣台 1, 421. 5㎡	西山町事務所	老朽化が進み、大規模改修の時期が来ている。利用状況を踏まえ、施設の存廃について検討する。※平成25年11月末から施設を休止中。	平成26年度に施設を廃止し、解体に向けて協議を進める。	平成26年度をもって施設を廃止した。施設の解体は、平成32年度、33年度を予定している。

## 2 見直し対象施設ではないが、検討が必要な施設一覧

※資料1の(6) 継続利用とした施設No6、8～10と同じく農村振興総合整備事業にて整備された施設

平成30年1月1日現在

NO	施設名	構造・建築年月・延べ面積	施設所管課	検討事項	平成26年6月1日時点の状況	今後の方針(検討状況・課題等)
7	平井農業集落環境管理施設	W造1F H15. 8 6.61m <sup>2</sup>	農林水産課	ごみステーションであり地元への譲渡等を進める。	維持管理費は町内会が負担。財産処分制限期間が15年のため、当面は継続とする。	耐用年数(15年)の経過待ち
8	中田2農業集落環境管理施設	W造1F H15. 9 9.91m <sup>2</sup>	〃			
9	中田1農業集落環境管理施設	W造1F H15. 9 6.61m <sup>2</sup>	〃			
10	上藤井農業集落環境管理施設	W造1F H15. 10 9.91m <sup>2</sup>	〃			
11	畔屋農業集落環境管理施設	W造1F H16. 3 9.91m <sup>2</sup>	〃			
12	花田農業廃棄物整理棟	W造1F H22. 1 9.45m <sup>2</sup>	〃			
13	飯塚農業廃棄物整理棟	W造1F H22. 10 9.45m <sup>2</sup>	〃			
14	曾地農業廃棄物整理棟	W造1F H22. 10 9.45m <sup>2</sup>	〃			
15	曾地新田農業廃棄物整理棟	W造1F H23. 12 9.64m <sup>2</sup>	〃			
16	下方地区地域循環資源活用棟	W造1F H24. 2 9.94m <sup>2</sup>	〃			
17	堀地区地域循環資源活用棟	W造1F H24. 2 9.94m <sup>2</sup>	〃			
18	上方地区地域循環資源活用棟	W造1F H24. 10 6.92m <sup>2</sup>	〃			
19	南下地区地域循環資源活用棟	W造1F H25. 2 9.69m <sup>2</sup>	〃			
20	黒滝地区地域循環資源活用棟	W造1F H25. 2 9.94m <sup>2</sup>	〃			
21	横山地区地域循環資源活用棟	W造1F H25. 3 9.69m <sup>2</sup>	〃			

### 3 学校統合により閉校した小学校一覧

平成30年1月1日現在

小学校名	校舎		屋内運動場		あり方検討会による見直し案	平成27年1月1日時点の状況	今後の方針(検討状況・課題等)	関係課
	建築年 (築年数)	現況等	建築年 (築年数)	現況等				
1 高浜	S60年 (26年)	使用可	S39年 (49年)	耐震基準未満 (H25解体済)	・屋内運動場は取り壊し ・校舎は遺跡考古館及び博物館の収蔵庫として活用を検討	校舎を遺跡考古館及び博物館の収蔵庫として活用する。平成26年11月25日の教育委員会で埋蔵文化財事務所及び博物館の収蔵庫として使用するための用途変更について承認を得た。同年12月1日から管理を博物館に所属換えした。	当面は埋蔵文化財収蔵施設として使用していく。	博物館
2 南鯖石	S62年 (24年)	使用可	S63年 (25年)	使用可	・校舎及び屋内運動場とも第五中学校として暫定使用	特になし。	平成29年11月に第五中学校が新築され、移転した。現在は未利用となっているため、今後、活用方法を検討していく。	教育総務課
3 野田	S62年 (24年)	使用可	S63年 (25年)	使用可	・コミュニティセンター等公共施設の移転について検討	平成26年11月18日に旧野田小学校の利用方法について、野田地区町内会長・野田コミセン役員に説明し了承を得た。関係課と協議し、校舎1階を生涯学習課、2階を博物館、3階を文化振興課の物品倉庫として利用するが、総括的な管理は教育総務課で行うことで確認した。コミュニティデイホームは、平成27年度5月頃を目途にコミセン内に移転予定。体育館等は、地元の意向を尊重しながら引続き協議していく。	当面は倉庫として使用していく。	教育総務課
4 門出	S46年 (40年)	耐震基準未満 (H25解体済)	S60年 (28年)	使用可	・校舎は取り壊し ・屋内運動場は地元を確認の上、具体的な活用策がなければ取り壊し	屋体・教員住宅は活用策を検討中であるが、具体的な活用策が見出せなければ取り壊す。※地元での活用は難しく、しばらくは電源交付金の関係で処分保留となる可能性あり。	進展なし	教育総務課
5 石地	H7年 (16年)	使用可 H26、4～ミニ特養 「はやまの里」	H7年 (18年)	使用可	・校舎は地域密着型ミニ特養としての活用を検討 ・屋内運動場の活用を検討、具体的な活用策がなければ取り壊し	校舎は、社会福祉法人西山刈羽福祉会が改修・整備を行い、地域密着型特養及び小規模多機能型居宅介護施設「はやまの里」として平成26年4月に開所した。屋内運動場は、活用を検討中であるが、海風による損傷が激しく、一般開放するためには多額の費用を掛けて改修する必要があり転用が難しい。また、電源交付金の施設であるため、35年程度経過しないと処分することも難しい。	進展なし	教育総務課
6 北条 (旧北条南)	S43年 (43年)	耐震基準未満 (H26解体中)	S44年 (44年)	耐震基準未満 アスベスト有 (H26解体中)	・校舎及び屋内運動場とも取り壊し ・跡地の利用の検討	校舎・屋内運動場は、平成26年度中に取り壊しを完了する。跡地の有効利用については、今後地元と協議する。工場誘致も視野に入れ検討する。	平成26年度に校舎・屋内運動場を解体した。地元から跡地利用の要望はあるものの具体的な提案はない。	教育総務課
7 旧北条北	S43年 (43年)	耐震基準未満 (H24解体済)	S44年 (44年)	耐震基準未満 アスベスト有 (H24解体済)	・校舎及び屋内運動場とも平成24年度に取り壊した。 ・跡地の利用の検討	地元から跡地利用の要望はあるものの具体的な提案はない。工場誘致も視野に入れ検討する。	進展なし	教育総務課